

みんなでささえる 国保会計



～ 国民健康保険と後期高齢者医療保険の違いについて～

「後期高齢者医療保険」は、平成20年4月から開始された制度です。「国民健康保険」と同じ医療保険ですが、仕組みが異なります。制度の主な違いについて説明します。

【制度の主な違い】

	国民健康保険	後期高齢者医療保険
被保険者	<ul style="list-style-type: none"> 75歳未満で、他の健康保険に加入されていない方 	<ul style="list-style-type: none"> 75歳以上の方 65歳以上75歳未満で、障害認定の申請により加入した方
保険証の期限	4月1日～翌年3月31日	8月1日～翌年7月31日
保険料 ※国保は保険税	平等割+均等割+所得割+資産割を世帯単位で計算し、世帯主に課税されます。	被保険者個人ごとに、均等割+所得割を計算します。
保険料の納め方	<p>特別徴収 以下の条件がそろっている方は年金から天引き</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯の国保加入者が全員65歳以上 年金が年18万円以上 特別徴収されている住民税と介護保険料と国税の合計が年金の1/2を超えない場合 <p>普通徴収 特別徴収とはならない場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 金融機関などの窓口で納付 口座振替 	<p>特別徴収</p> <p>年金が年18万円以上で、住民税と介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が年金の1/2を超えない場合は年金から天引き</p> <p>普通徴収</p> <p>特別徴収とならない場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 金融機関などの窓口で納付 口座振替 ※1
手続き	<p>加入</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の市町村から転入 他の健康保険が切れた時 出生した時 生活保護を受けなくなった時 <p>脱退</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の市町村へ転出 他の健康保険に加入した時 生活保護を受け始めた時 	<p>75歳の誕生日から自動的に被保険者になり、届出は不要です。※1</p> <p>手続きが必要な時</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の市町村から転入 他の市町村へ転出 生活保護を受け始めた時 生活保護を受けなくなった時
自己負担額	年齢や所得に応じて1割～3割 ※2	所得に応じて1割または3割
限度額・認定証の期限	8月1日～翌年7月31日 年ごとに申請が必要です。	8月1日～翌年7月31日 年ごとの申請が省略される場合があります。

※1 国民健康保険の時に口座振替をしていますが、後期高齢者医療保険に加入後は、再度の口座振替の手続きが必要です。

※2 70歳以上75歳未満は、同じ年齢でも所得に応じて負担割合が異なります。

この他にも不明な点などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

○お問い合わせ 【本 庁】 住民課 国保係 ☎43-2800(課直通)
 【佐賀支所】 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112(課直通)